



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *2 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (総務課)..... 6
- *3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (行政改革課)..... 8
- *4 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 9
- *5 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 9
- *6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 10
- *7 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 10
- *8 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 11
- *9 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 12
- *10 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 14
- *11 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 (情報政策課)..... 14
- *12 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (環境生活総務課)..... 19
- *13 和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例の一部を改正する条例 (医務課)..... 20
- *14 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 20
- *15 公立大学法人和歌山県立医科大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例 (")..... 22
- *16 和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (国民健康保険課)..... 22
- *17 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路保全課)..... 24
- *18 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 26
- *19 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 (")..... 26
- *20 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例 (")..... 27
- *21 和歌山県大学生等進学支援金貸与条例の一部を改正する条例 (")..... 27
- *22 和歌山県文化財保護条例の一部を改正する条例 (")..... 28
- *23 和歌山県警察署協議会条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 36
- *24 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 37
- *25 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 38
- *26 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 44
- *27 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)..... 45

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、規定の整備等を行うこととしました。(第2条、第45条の6及び第59条関係)

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

◇ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

1 条例概要

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、知事等の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めました。（第3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県の財政状況を考慮し、知事及び副知事の給料及び期末手当の額を減ずる期間を延長しました。（本則関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について、期末手当の支給割合を改めました。（第23条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当の支給割合を改めました。（第6条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めました。（第9条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員以外の非常勤職員について、育児休業及び部分休業をすることができない職員から除くとともに、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置等を定めるほか、規定の整備を行うこととしました。（第2条、第31条、第35条～第37条関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

◇ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

会計年度任用職員の給与について、期末手当の支給割合を改めました。(第7条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上等を図るため、行政手続を情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる事項を定めるとともに、申請等に係る手数料の納付について情報通信技術を利用する方法によりすることができることとするほか、所要の改正を行うこととしました。(題名、第1条～第10条関係)

2 施行期日

令和4年6月1日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

自然公園法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立高等看護学院の助産学科の廃止に伴い、助産師の養成を令和5年度末に終了することとしました。(第1条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県外において産科診療業務に従事する医師又は県外に居住し、産科診療業務に従事した経験のある医師で、新たに県内分娩取扱医療機関に勤務し、産科診療業務に従事しようとするものを新たに研究資金の貸与の対象者とするとともに、研究資金の返還に係る債務の免除の条件である産科診療業務の従事期間を短縮しました。(本則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 公立大学法人和歌山県立医科大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

1 条例概要

地方独立行政法人法第19条の2第4項の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学の役員等の損害を賠償する責任の一部を免除することに関し必要な事項を定めました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、これに要する額を処分することができるよう所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うこととしました。(第2条、第6条、第7条、第11条、第12条、第14条、第

1 5 条及び附則第2 項関係)

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。ただし、第14条第1項の改正規定及び附則第2項の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を徴収する物件に防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるものを加えました。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について、期末手当の支給割合を改めました。（第19条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校の児童生徒数及び学級数の変動等並びに県立の学校以外の教育機関の人員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めることとしました。（第2条～第4条関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育委員会の事務局の職員の定数を改めることとしました。（第2条関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県大学生等進学支援金貸与条例の一部を改正する条例

1 条例概要

貸与対象者の要件に第一種奨学金の採用候補者等を加えるとともに、民法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。（第3条及び第9条関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県文化財保護条例の一部を改正する条例

1 条例概要

文化財保護法の一部改正に伴い、文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを和歌山県登録文化財として登録することができることとするとともに、所有者変更等に伴う権利義務の承継に関する規定を設けるほか、所要の改正を行うこととしました。（第1条、第2条、第3条の5、第4条～第6条、第8条～第10条、第13条～第14条の2、第18条～第31条関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県警察署協議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県有田警察署と和歌山県湯浅警察署とを、和歌山県串本警察署と和歌山県新宮警察署とをそれぞれ統合することに伴い、所要の改正を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察官の給与について、期末手当の支給割合を改めるとともに、大規模な警察署に和歌山県有田湯浅警察署を加えることとしました。(第21条及び別表第1関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、別表第1備考3の改正規定は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県有田警察署と和歌山県湯浅警察署とを、和歌山県串本警察署と和歌山県新宮警察署とをそれぞれ統合するとともに、和歌山県田辺警察署及び和歌山県白浜警察署の管轄区域を変更するほか、所要の改正を行うこととしました。(本則関係)

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。ただし、本則の表和歌山県橋本警察署の項の改正規定、同表和歌山県和歌山東警察署の項の改正規定、同表和歌山県和歌山西警察署の項の改正規定、同表和歌山県海南警察署の項の改正規定及び同表和歌山県御坊警察署の項の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、銃器犯罪捜査手当の対象となる業務のうち銃器を使用した犯人の逮捕の業務等にクロスボウに係るものを加えました。(第23条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和4年3月15日から適用します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、行政書士試験の施行等に係る手数料の額の改定を行うこととしました。(別表第2第1項、第4項～第6項、第25項及び第32項関係)
- (2) 技能検定試験の実技試験の実施に係る手数料についてその額を減じる対象となる者の範囲の見直しを行うこととしました。(別表第2第15項関係)
- (3) 道路交通法施行令の一部改正等に伴い、運転免許関係事務等に係る手数料の額の改定等を行うほか、所要の改正を行うこととしました。(別表第2第34項及び別表第3第15項関係)
- (4) 和歌山県工業技術センターの機器の更新等に伴い、手数料の額の改定等を行うこととしました。

(別表第3第6項関係)

(5) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に伴う畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額等を定めることとしました。(別表第3第12項関係)

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。ただし、次の改正規定は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 別表第2第4項第11号備考を削り、同号に備考を加える改正規定、同項第12号備考を削り、同号に備考を加える改正規定、同表第6項第15号備考を削り、同号に備考を加える改正規定及び同表第25項第2号備考を削り、同号に備考を加える改正規定 公布の日

(2) 1の(3)の改正規定 令和4年5月13日

条 例

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第2号

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(8)～(15) 略</p> <p>(欠格事由) 第45条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、個人情報保護法若しくは他の地方公共団体の個人情報保護条例（地方公共団体における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定める条例をいう。以下この条において同じ。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日か</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。第45条の6第3号、第5号及び第7号並びに第59条第3項において「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。第45条の6第3号及び第6号において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(8)～(15) 略</p> <p>(欠格事由) 第45条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法若しくは他の地方公共団体の個人情報保護条例（地方公共団体における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定める条例をいう。以下この条において</p>

ら起算して2年を経過しない者

- (5) 略
- (6) 個人情報保護法第118条の規定により個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

- (7) 他の地方公共団体の個人情報保護条例の規定(個人情報保護法第118条に相当する規定に限る。)により契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

- (8) 略

(適用除外)

第59条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下この項において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条各号(第2号を除く。)に掲げる個人情報

- (2) 略

2 略

- 3 法律の規定により個人情報保護法第5章第4節の規定を適用しないとされている個人情報については、第2章第3節及び第4節の規定は適用しない。

- 4 実施機関に関するこの条例の規定は、当該規定が個人情報保護法の規定に抵触する場合には、適用しない。

同じ。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

- (5) 略
- (6) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報(同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

- (7) 独立行政法人等個人情報保護法第44条の14の規定により独立行政法人等個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報(同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

- (8) 他の地方公共団体の個人情報保護条例の規定(行政機関個人情報保護法第44条の14に相当する規定に限る。)により契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

- (9) 略

(適用除外)

第59条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下この項において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

- (2) 略

2 略

- 3 法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第2章第3節及び第4節の規定は適用しない。

- 4 実施機関に関するこの条例の規定は、当該規定が個人情報の保護に関する法律の規定に抵触する場合には、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和歌山県個人情報保護条例第45条の6の規定の適用については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号。以下この項において「整備法」という。)附則第2条の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下この項において「旧行政機関個人情報保護法」という。)又は同条の規定による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下この項において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。)の規定により刑に処せられた者は整備法第50条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下この項において「新個人情報保護法」という。)の規定により刑に処せられた者と、旧行政機関個人情報保護法第44条の14

又は旧独立行政法人等個人情報保護法第44条の14の規定により旧行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は旧独立行政法人等個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除された者は新個人情報保護法第118条の規定により新個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除された者と、それぞれみなす。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第3号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

（知事等の損害賠償責任の一部免責）

第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 その基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次号において「令」という。）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）

に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 知事 6

イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員又は内水面漁場管理委員会の委員 2

エ 職員（地方警務官並びにイ及びウに掲げる者を除く。） 1

(2) 地方警務官 その基準給与年額（令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 警察本部長 2

イ アに掲げる地方警務官以外の地方警務官 1

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の知事等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第4号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>100分の162.5</u>とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の157.5</u>とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第5号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から令和5年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを</p>	<p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを</p>

切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。
 2 平成25年12月から令和4年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。
 2 平成25年12月から令和3年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第6号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第23条 略 2 期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の100を乗じて得た額)</u>に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当) 第23条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の107.5、12月に支給する場合には100分の92.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第7号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「100分の120を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の100を乗じて得た額)」とあるのは「<u>100分の162.5を乗じて得た額</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「100分の127.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、「<u>100分の112.5を乗じて得た額</u>(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の107.5、12月に支給する場合には100分の92.5を乗じて得た額)」とあるのは「<u>100分の157.5を乗じて得た額</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第8号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)</p>

）第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の120を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）」とあるのは「100分の162.5を乗じて得た額」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の120を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項において「特定幹部警察官」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）」とあるのは「100分の162.5を乗じて得た額」とする。

5 略

）第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の112.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の107.5、12月に支給する場合には100分の92.5を乗じて得た額）」とあるのは「100分の157.5を乗じて得た額」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の112.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項において「特定幹部警察官」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の107.5、12月に支給する場合には100分の92.5を乗じて得た額）」とあるのは「100分の157.5を乗じて得た額」とする。

5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第9号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(4) 略 イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員) 第31条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</u></p> <p>第34条 略</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u> 第35条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の人事委員会規則で定める措置を講じなければならない。</u> 2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p>(勤務環境の整備に関する措置) 第36条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u> (2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(7) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> (4) <u>その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(7) 略 イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員) 第31条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u></p> <p>第34条 略</p>

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第37条 略

第35条 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第10号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略	(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第11号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>	<u>和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令等 法律及び法律に基づく命令並びに条例等をいう。
- (2) 条例等 条例及び規則等（規則並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び議会の規程をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 県の機関 知事、議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、警察本部長若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (5) ・(6) 略
- (7) 申請等 申請、届出その他の法令等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。この場合において、經由機関（法令等の規定に基づき県の機関以外の者を經由して行われる申請等における当該県の機関以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から經由機関に対して行われるもの及び經由機関から他の經由機関又は当該申請等を受ける県の機関に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令等の規定に基づき県の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、經由機関（法令等の規定に基づき県の機関以外の者を經由して行う処分通知等における当該県の機関以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う県の機関が經由機関に対して行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (9) 縦覧等 法令等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (10) 作成等 法令等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (11) 略

(目的)

第1条 この条例は、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- (2) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び議会の規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 県の機関 知事、議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、警察本部長若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令及び条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (5) ・(6) 略
- (7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。
- (8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (9) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (10) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (11) 略

(電子情報処理組織による申請等)
第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する法令等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において証紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)
第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法

(電子情報処理組織による申請等)
第3条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)
第4条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規

により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する法令等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

- 第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する法令等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

- 第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する法令等の規定を適用する。
 - 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

- 第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

- 第5条 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）であって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

- 第6条 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
 - 3 第1項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 知事は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる県の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第7条 知事は、県の機関に対し、当該県の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、報告を求めることができる。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、インターネットの利用その他の方法によりその概要を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、県の機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等(新条例第2条第7号に規定する申請等をいう。)又は処分通知等(新条例第2条第8号に規定する処分通知等をいう。)について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等(この条例による改正前の和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第7号に規定する申請等をいう。)又は処分通知等(旧条例第2条第8号に規定する処分通知等をいう。)については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等につい

ては、新条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

（和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

4 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、<u>和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第2条第7号に掲げる申請等として行うものを除く。</u></p> <p>(10) 略</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、<u>和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第2条第7号に掲げる申請等として行うものを除く。</u></p> <p>(10) 略</p>

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第12号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">事務</th> <th style="width: 20%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>7 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）及び和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の規定による協議及び承認に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(4) 法第16条第4項において準用する法第12条第3項の規定による承認に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	略		<p>7 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）及び和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の規定による協議及び承認に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(4) 法第16条第4項において準用する法第12条第3項の規定による承認に係る知事に提出すべき申請書の受理</p>	略	<p>（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">事務</th> <th style="width: 20%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>7 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）及び和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 法第16条第4項において準用する法第12条第1項の規定による協議及び承認に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(4) 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の規定による承認に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	略		<p>7 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）及び和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 法第16条第4項において準用する法第12条第1項の規定による協議及び承認に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(4) 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の規定による承認に係る知事に提出すべき申請書の受理</p>	略
事務	市町村												
略													
<p>7 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）及び和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の規定による協議及び承認に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(4) 法第16条第4項において準用する法第12条第3項の規定による承認に係る知事に提出すべき申請書の受理</p>	略												
事務	市町村												
略													
<p>7 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）及び和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 法第16条第4項において準用する法第12条第1項の規定による協議及び承認に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(4) 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の規定による承認に係る知事に提出すべき申請書の受理</p>	略												

(5)～(13) 略		(5)～(13) 略	
略		略	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第13号

和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例（昭和27年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1条 看護師を養成するため、和歌山県立高等看護学院（以下「看護学院」という。）を設置する。	第1条 看護師及び助産師を養成するため、和歌山県立高等看護学院（以下「看護学院」という。）を設置する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第14号

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例（平成3年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
知事は、次の表の左欄に掲げる修学資金、研修資金又は研究資金（以下「修学資金等」という。）の貸与を受けた者が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該右欄に掲げるところによりその返還に係る債務を免除することができる。			知事は、次の表の左欄に掲げる修学資金、研修資金又は研究資金（以下「修学資金等」という。）の貸与を受けた者が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該右欄に掲げるところによりその返還に係る債務を免除することができる。		
修学資金等の種類	免除の条件	免除の範囲	修学資金等の種類	免除の条件	免除の範囲

略

産科
医確
保研
修資
金及
び研
究資
金

県内における産科医の確保及び充実を図るため、規則で定める産科医に関する資格を得るための研修を、県内の分娩を取り扱う医療機関であって規則で定めるもの(以下この項において「県内分娩取扱医療機関」という。)において受けている医師(その研修期間が1年を経過していない者)に限る。)で、当該研修の修了後、引き続き県内分娩取扱医療機関において勤務し、分娩を取り扱う産科の医療(以下この項において「産科診療業務」という。)に従事しようとするものに対して貸与する研修資金(以下この項において「研修資金」という。)又は県外において産科診療業務に従事する医師若しくは県外に居住し、産科診療業務に従事した経験のある医師で、新たに県内分娩取扱医療機関に勤務し、産科診療業務に従事しようとするものに対して貸与する研究資金(

(1) 貸与期間終了後、引き続き県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事し、その期間(災害、疾病その他やむを得ない理由により産科診療業務に従事することができなかつた期間を除く。)が、次に掲げる修学資金等の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を経過したとき
ア 研修資金
通算して2年以上
イ 研究資金
通算して1年以上

略

略

略

略

略

産科
医確
保研
修資
金及
び研
究資
金

県内における産科医の確保及び充実を図るため、規則で定める産科医に関する資格(以下この項において「産婦人科専門医資格」という。)を取得するための研修を、県内の分娩を取り扱う医療機関であって規則で定めるもの(以下この項において「県内分娩取扱医療機関」という。)において受けている医師(その研修期間が1年を経過していない者)に限る。)で、当該研修の修了後、引き続き県内分娩取扱医療機関において勤務し、分娩を取り扱う産科の医療(以下この項において「産科診療業務」という。)に従事しようとするものに対して貸与する研修資金又は県外において居住若しくは勤務する産婦人科専門医資格を有する医師で、新たに県内分娩取扱医療機関に勤務し、産科診療業務に従事しようとするものに対して貸与する研究資金

(1) 貸与期間終了後、引き続き県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事し、その期間(災害、疾病その他やむを得ない理由により産科診療業務に従事することができなかつた期間を除く。)が通算して2年以上となったとき。

略

略

略

略

<p>以下この項 において「 研究資金」 という。）</p>			
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立大学法人和歌山県立医科大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第15号

公立大学法人和歌山県立医科大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第19条の2第4項の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の当該法人に対する損害を賠償する責任の一部を免除することに関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の損害賠償責任の一部免除の額)

第2条 法第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、法人の役員等についてその基準報酬年額（地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額をいう。）に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第2条の規定は、法第19条の2第4項の規定による業務方法書の定めを設ける当該業務方法書の変更について法第22条第1項の規定による知事の認可を受けた日以後の役員等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第16号

和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28年和歌山県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金には、法第81条の2第2項及び第7項に規定するところにより、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第21条の規定により算定した繰入金の額及び算定政令第22条第2項の規定により算定した市町村から徴収する財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)の総額の3倍に相当する額の合算額を標準として積み立てる。</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、基金には、和歌山県国民健康保険特別会計の各年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金の一部又は全部を積み立てることができる。</u></p> <p><u>3・4 略</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合又は同条第2項に規定する不足額に相当する額若しくは同条第4項に規定する国民健康保険の安定的な財政運営の確保に要する額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。</p> <p>(貸付事業)</p> <p>第7条 知事は、法第81条の2第10項第1号に規定する収納不足市町村に対し、算定政令第14条第2項及び第3項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を貸し付ける。</p> <p>(交付の要件及び額)</p> <p>第11条 算定政令第17条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事由により法第81条の2第10項第2号に規定する基金事業対象保険料収納額が同項第3号に規定する基金事業対象保険料必要額に不足すると認められる事情とする。</p> <p>○(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(拠出金)</p> <p>第12条 各年度において知事が法第81条の2第5項の規定により市町村から徴収する拠出金の総額は、算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(取崩しの要件及び額)</p> <p>第14条 知事は、法第81条の2第2項に規定する場合に該当するときは、算定政令第18条第2項の規定により算定した額を限度として、基金を取り崩す。</p> <p><u>2 知事は、法第81条の2第4項に規定する場合に該当するときは、算定政令第21条の2第3項の規定により算定した額を限度として、基金を取り崩すことができる。</u></p> <p>(繰入方法及び繰入期限の延期)</p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金には、法第81条の2第2項及び第6項に規定するところにより、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第21条の規定により算定した繰入金の額及び算定政令第22条第2項の規定により算定した市町村から徴収する財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)の総額の3倍に相当する額の合算額を標準として積み立てる。</p> <p><u>2・3 略</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合又は同条第2項に規定する不足額に相当する額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。</p> <p>(貸付事業)</p> <p>第7条 知事は、法81条の2第9項第1号に規定する収納不足市町村に対し、算定政令第14条第2項及び第3項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を貸し付ける。</p> <p>(交付の要件及び額)</p> <p>第11条 算定政令第17条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事由により法第81条の2第9項第2号に規定する基金事業対象保険料収納額が同項第3号に規定する基金事業対象保険料必要額に不足すると認められる事情とする。</p> <p>○(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(拠出金)</p> <p>第12条 各年度において知事が法第81条の2第4項の規定により市町村から徴収する拠出金の総額は、算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(取崩しの要件及び額)</p> <p>第14条 知事は、法81条の2第2項に規定する場合に該当するときは、算定政令第18条第2項の規定により算定した額を限度として、基金を取り崩す。</p> <p>(繰入方法及び繰入期限の延期)</p>

第15条 前条第1項の規定により取り崩した基金の額の繰入れは、その取り崩した総額について、当該取崩しを行った年度の翌々年度の初日から2年を経過する日の属する年度の末日までの間において行うものとする。ただし、災害その他特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由があると認められる場合は、当該取崩しを行った年度の初日から起算して8年を超えない範囲内で、繰入期限を延期することができる。

附 則
(処分の特例)

2 基金は、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間、第6条の規定にかかわらず、法附則第25条に規定する資金の交付に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

第15条 前条の規定により取り崩した基金の額の繰入れは、その取り崩した総額について、当該取崩しを行った年度の翌々年度の初日から2年を経過する日の属する年度の末日までの間において行うものとする。ただし、災害その他特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由があると認められる場合は、当該取崩しを行った年度の初日から起算して8年を超えない範囲内で、繰入期限を延期することができる。

附 則
(処分の特例)

2 基金は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、第6条の規定にかかわらず、法附則第25条に規定する資金の交付に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定及び附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第17号

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表令第7条第8号に掲げる施設、令第7条第9号に掲げる施設、令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場、令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物、令第7条第12号に掲げる器具及び令第7条第13号に掲げる施設の項を次のように改める。

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額				
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額			
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			

		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			
		その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額			

	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第18号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第19号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数) 第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げる</p>	<p>(定数) 第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げる</p>

とおりとする。

- (1) 略
- (2) 高等学校 1,897人
- (3) 特別支援学校 1,076人

第3条 県立の学校以外の教育機関の職員の定数は、89人とする。

第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員
 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）
3,960人
 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
2,187人
- (2) 略

とおりとする。

- (1) 略
- (2) 高等学校 1,929人
- (3) 特別支援学校 1,065人

第3条 県立の学校以外の教育機関の職員の定数は、91人とする。

第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員
 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）
3,921人
 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
2,209人
- (2) 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第20号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成9年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 次の各号に掲げる職員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>201人</u> (6)～(8) 略 2 略	(定数) 第2条 次の各号に掲げる職員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>222人</u> (6)～(8) 略 2 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第21号

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例の一部を改正する条例

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例（令和3年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸与対象者) 第3条 知事は、次のいずれにも該当する者に進学支援金を貸与することができる。ただし、その者が第5号ウに該当する者である場合にあっては、その者の最初の進学支援金の貸与の申請以外の申請には、同号の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 独立行政法人日本学生支援機構(独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第2条に規定する法人をいう。以下「機構」という。)の学資支給金(同法第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。以下「給付型奨学金」という。)又は第一種学資貸与金(同法第14条第1項に規定する第一種学資貸与金をいう。以下「第一種奨学金」という。)の採用候補者で、大学等進学後も機構から給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与を受けている者</p> <p>(5) <u>次のいずれかに該当する者が県内に住所を有している者</u> ア <u>その者の保護者(法第16条に規定する保護者をいう。以下この号において同じ。)</u>又はその者が18歳に達するまでその者の保護者であった者であって現にその者の生計を維持するもの イ <u>現にその者の生計を維持する者(アに該当する者がいない者に限る。)</u> ウ <u>その者(ア及びイに該当する者がいない者に限る。)</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(進学支援金の貸与の停止) 第9条 知事は、進学支援金の貸与を受けている者が次のいずれかに該当することとなったときは、進学支援金の貸与を停止するものとする。 (1) 略 (2) <u>給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与が停止されたとき。</u></p>	<p>(貸与対象者) 第3条 知事は、次のいずれにも該当する者に進学支援金を貸与することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 独立行政法人日本学生支援機構(独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第2条に規定する法人をいう。以下「機構」という。)の学資支給金(同法第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。以下「給付型奨学金」という。)の採用候補者で、大学等進学後も機構から給付型奨学金の支給を受けている者</p> <p>(5) <u>保護者(法第16条に規定する保護者をいう。)</u>が県内に住所を有している者</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(進学支援金の貸与の停止) 第9条 知事は、進学支援金の貸与を受けている者が次のいずれかに該当することとなったときは、進学支援金の貸与を停止するものとする。 (1) 略 (2) <u>給付型奨学金の支給が停止されたとき。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われたこの条例の規定による改正前の和歌山県大学生等進学支援金貸与条例第3条第1項の規定による進学支援金の貸与を受けた者は、この条例の規定による改正後の和歌山県大学生等進学支援金貸与条例第3条第1項の規定による進学支援金の貸与を受けたものとみなす。

和歌山県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第22号

和歌山県文化財保護条例の一部を改正する条例

（和歌山県文化財保護条例の一部改正）

第1条 和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（解除）</p> <p>第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定文化財の指定を解除することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 無形文化財について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる認定又は指定は、解除されたものとする。</p> <p><u>(1) 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。次号及び第8項において同じ。） 当該保持者又は保持団体の認定</u></p> <p><u>(2) 保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したとき 指定文化財の指定</u></p> <p>4～6 略</p> <p>7 選定保存技術の選定の解除には、第2項の規定を準用する。</p> <p>8 <u>第3条の2第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはその全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはその全てが解散したとき、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者の全てが死亡しかつ保存団体の全てが解散したときは、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。</u></p> <p>9～12 略</p> <p>（和歌山県文化財保護審議会への諮問）</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる場合には、あらかじめ、和歌山県文化財保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>指定文化財について、第3条第1項の規定により指定し、又は第4条第1項の規定によりその指定を解除しようとするとき。</u></p> <p>(2) <u>選定保存技術について、第3条の2第1項の規定により選定し、又は第4条第4項の規定によりその選定を解除しようとするとき。</u></p> <p>(3) <u>選定文化的景観について、第3条の3の規定により選定し、又は第4条第9項の規定によりその選定を解除しようとするとき。</u></p> <p>(4) <u>選定伝統的建造物群保存地区について、第3条の4の規定により選定し、又は第4条第11項の規定によりその選定を解除しようとするとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる場合のほか、和歌山県文化財保護審議会に諮問すべき場合として委員会規則に定める場合に該当するとき。</u></p> <p>（告示、通知及び指定書の交付等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 委員会は、第4条第1項、第2項（第7項において準用する場合を含む。）、第4項、第9項又は第11項の規定による指定、認定又は選定の解除をしたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者等又は市町村に通知しなければならない。</p>	<p>（解除）</p> <p>第4条 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、指定文化財の指定を解除することができる。</p> <p>。 (1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 無形文化財について、<u>保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したときは、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとする</u>。</p> <p>。 4～6 略</p> <p>7～10 略</p> <p>（指定、選定及び解除の審議）</p> <p>第5条 委員会は、<u>第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3若しくは第3条の4の規定により指定文化財の指定、選定保存技術の選定、選定文化的景観の選定若しくは選定伝統的建造物群保存地区の選定をし、又は前条第1項、第2項、第4項、第7項若しくは第9項の規定により、これらの指定、認定若しくは選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県文化財保護審議会に諮問しなければならない。</u></p> <p>（告示、通知及び指定書の交付等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 委員会は、第4条第1項、第2項、第4項、第7項又は第9項の規定による指定、認定又は選定の解除をしたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者等又は市町村に通知しなければならない。</p>

ない。

- 3 委員会は、第4条第3項、第5項、第6項、第8項、第10項又は第12項の規定による指定、認定又は選定の解除がされたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者等又は市町村に通知しなければならない。

4・5 略

(管理方法の指示)

第8条 委員会は、指定文化財の所有者等又は管理責任者等(次条第2項に規定する管理責任者又は第10条第5項に規定する管理団体をいう。次条及び第14条において同じ。)に対し、指定文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第9条 指定文化財の所有者等、保持者等又は管理責任者等は、この条例並びにこれに基づく委員会規則及び委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

2～4 略

(標識等の設置)

第13条 指定記念物の所有者等又は管理団体は、委員会規則の定めるところにより、その管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(届出事項)

第14条 指定文化財の所有者等、保持者等又は管理責任者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに委員会に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

(4)・(5) 略

(6) 指定文化財を修理し、又は復旧しようとするとき。ただし、委員会規則で定める場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定によるもののほか、指定文化財(有形文化財及び有形の民俗文化財に限る。以下この項及び次項において同じ。)の所在の場所を変更しようとするときは、指定文化財の所有者等又は管理責任者等は、速やかに委員会に届け出なければならない。ただし、委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は委員会規則の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

- 3 指定文化財の所有者等又は管理責任者等以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて指定文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、前項の規定にかかわらず、その者が同項本文の規定による届出を行うことができる。この場合において、第8条の規定を準用する。

(修理の届出の特例)

第21条 第18条第3項第2号に掲げる事項が記載された指定文化財保存活用計画(有形文化財に係るものに限る。)が同条第4項の認定を受けた場合において、当該指定文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第14条第1項(同項第6号に係るものに限る。)の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、委員会規則で定めるところにより、その旨を委員会に届け出ることをもって足りる。

第25条 略

- 3 委員会は、第4条第3項、第5項、第6項、第8項又は第10項の規定による指定、認定又は選定の解除がされたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者等又は市町村に通知しなければならない。

4・5 略

(管理方法の指示)

第8条 委員会は、指定文化財の所有者等に対し、指定文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第9条 指定文化財の所有者等又は保持者等は、この条例並びにこれに基づく委員会規則及び委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

2～4 略

(標識等の設置)

第13条 指定記念物の所有者等は、委員会規則の定めるところにより、その管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(届出事項)

第14条 指定文化財の所有者等、保持者等、管理責任者又は管理団体は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに委員会に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

(4) 指定文化財の所在の場所が変更されたとき

(5)・(6) 略

(7) 指定文化財を修理し又は復旧しようとするとき。

(修理の届出の特例)

第21条 第18条第3項第2号に掲げる事項が記載された指定文化財保存活用計画(有形文化財に係るものに限る。)が同条第4項の認定を受けた場合において、当該指定文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第14条第7号の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、委員会規則で定めるところにより、その旨を委員会に届け出ることをもって足りる。

第25条 略

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)
 第26条 指定文化財の所有者が変更したときは、
 新所有者は、当該指定文化財に関し、この条例
 に基づいてする委員会の勧告、指示その他の処
 分による旧所有者の権利義務を承継する。
 2 前項の場合には、旧所有者は、当該指定文化
 財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引
 き渡さなければならない。
 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除さ
 れた場合には、第1項の規定を準用する。ただ
 し、管理団体が指定された場合には、専ら所有
 者に属すべき権利義務については、この限りで
 ない。

第27条～第31条 略

第26条～第30条 略

第2条 和歌山県文化財保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法 律第214号。以下「法」という。)第182条第 2項及び第3項の規定に基づき、和歌山県(以 下「県」という。)の区域内に存する文化財に ついて、その保存及び活用のため必要な措置を 講じ、もって県民の文化的向上に資することを 目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例で「国登録文化財」とは、次に掲げ るものをいう。 (1) 法第57条第1項の規定により登録された有 形文化財 (2) 法第76条の7第1項の規定により登録され た無形文化財 (3) 法第90条第1項の規定により登録された有 形の民俗文化財 (4) 法第90条の5第1項の規定により登録され た無形の民俗文化財 (5) 法第132条第1項の規定により登録された 記念物</p> <p>第3条の4 略</p> <p>(登録等) 第3条の5 委員会は、県の区域内に存する文化 財(国指定文化財、指定文化財、法第182条第 2項の規定に基づく市町村による指定(第4条 第14項において「市町村指定」という。)を受 けているもの及び国登録文化財を除く。)のう ち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活 用のための措置が特に必要とされるものを和歌 山県登録文化財(以下「登録文化財」という。)として文化財に関する登録台帳に登録するこ とができる。 2 前項の規定による登録には第3条第2項及び 第3項の規定を、登録文化財(無形文化財に限 る。)の保持者又は保持団体の追加認定には第 3条第4項の規定を、それぞれ準用する。</p> <p>(解除等) 第4条 略 2 略 3 無形文化財について、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、当該各号に掲げる認定、指定又</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法 律第214号。以下「法」という。)第182条第 2項の規定に基づき、和歌山県(以下「県」と いう。)の区域内に存する文化財のうち重要な ものについて、その保存及び活用のため必要な 措置を講じ、もって県民の文化的向上に資する ことを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 略 2 略</p> <p>第3条の4 略</p> <p>(解除) 第4条 略 2 略 3 無形文化財について、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、当該各号に掲げる認定又は指定</p>

は登録は、解除又は抹消をされたものとする。

- (1) 略
 (2) 保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したとき 指定文化財の指定又は登録文化財の登録

4～12 略

13 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録文化財の登録を抹消することができる。

- (1) 登録文化財が滅失したとき。
 (2) 登録文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったとき。
 (3) 登録文化財が県の区域外に移ったとき。
 (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会において適当と認める理由があるとき。

14 登録文化財について、法第27条第1項、第71条第1項、第78条第1項若しくは第109条第1項の規定による指定、指定文化財の指定、市町村指定又は法第57条第1項、第76条の7第1項、第90条第1項、第90条の5第1項若しくは第132条第1項の規定による登録があったときは、当該登録文化財の登録は、抹消されたものとする。

(和歌山県文化財保護審議会への諮問)

第5条 委員会は、次に掲げる場合には、あらかじめ、和歌山県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

- (1)～(4) 略
 (5) 登録文化財について、第3条の5第1項の規定により登録し、又は第4条第13項の規定によりその登録を抹消しようとするとき。
 (6) 略

(告示、通知及び指定書等の交付等)

第6条 委員会は、第3条第1項若しくは第3項(第3条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定若しくは認定、第3条の2第1項、第3条の3若しくは第3条の4の規定による選定又は第3条の5第1項の規定による登録をしたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者及び保持団体(保持団体にあつては、その代表者。以下「保持者等」という。)又は市町村に通知するとともに、所有者等、保持者等又は市町村に指定書、認定書、選定書又は登録証を交付しなければならない。

2 委員会は、第4条第1項、第2項(第7項において準用する場合を含む。)、第4項、第9項、第11項又は第13項の規定による指定、認定若しくは選定の解除又は登録の抹消をしたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者等又は市町村に通知しなければならない。

3 委員会は、第4条第3項、第5項、第6項、第8項、第10項、第12項又は第14項の規定による指定、認定若しくは選定の解除又は登録の抹消がされたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者等又は市町村に通知しなければならない。

4 所有者等、保持者等又は市町村は、前2項の通知を受けたときは、20日以内に指定書、認定書、選定書又は登録証を委員会に返付しなければならない。

5 指定、認定、選定及び登録又は指定、認定及び選定の解除若しくは登録の抹消は、第1項及び第2項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第9条 指定文化財及び登録文化財(以下「指定文化財等」という。)の所有者等、保持者等又は管理責任者等は、この条例並びにこれに基づく委員会規則及び委員会の指示に従い、指定文

は、解除されたものとする。

- (1) 略
 (2) 保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したとき 指定文化財の指定

4～12 略

(和歌山県文化財保護審議会への諮問)

第5条 委員会は、次に掲げる場合には、あらかじめ、和歌山県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

- (1)～(4) 略

(5) 略

(告示、通知及び指定書の交付等)

第6条 委員会は、第3条第1項若しくは第3項の規定による指定若しくは認定又は第3条の2第1項、第3条の3若しくは第3条の4の規定による選定をしたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者及び保持団体(保持団体にあつては、その代表者。以下「保持者等」という。)又は市町村に通知するとともに、所有者等、保持者等又は市町村に指定書、認定書又は選定書を交付しなければならない。

2 委員会は、第4条第1項、第2項(第7項において準用する場合を含む。)、第4項、第9項又は第11項の規定による指定、認定又は選定の解除をしたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者等又は市町村に通知しなければならない。

3 委員会は、第4条第3項、第5項、第6項、第8項、第10項又は第12項の規定による指定、認定又は選定の解除がされたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者等又は市町村に通知しなければならない。

4 所有者等、保持者等又は市町村は、前2項の通知を受けたときは、20日以内に指定書、認定書又は選定書を委員会に返付しなければならない。

5 指定、認定及び選定又は指定、認定及び選定の解除は、第1項及び第2項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第9条 指定文化財の所有者等、保持者等又は管理責任者等は、この条例並びにこれに基づく委員会規則及び委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

- 化財等を管理しなければならない。
- 2 指定文化財等の所有者等は、当該指定文化財等の適切な管理のため必要があるときは、法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他適当な者を専ら自己に代わりその指定文化財等の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。
 - 3 前項の規定により管理責任者を選任し、変更し、又は解任したときは、指定文化財等の所有者等又は保持者は速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。
 - 4 略

- (管理団体による管理)
- 第10条 指定文化財等（無形文化財及び無形の民俗文化財を除く。）について、所有者等が判明しない場合又は所有者等若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該指定文化財等の保存のため必要な管理（当該指定文化財等の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該指定文化財等の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、当該指定文化財等の所有者等（所有者等が判明しない場合を除く。）並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
 - 3・4 略
 - 5 指定文化財等の所有者等は、正当な理由がなく、第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
 - 6 略

- (標識等の設置)
- 第13条 指定文化財等（記念物に限る。）の所有者等又は管理団体は、委員会規則の定めるところにより、その管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

- (届出事項等)
- 第14条 指定文化財等の所有者等、保持者等又は管理責任者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに委員会に届け出なければならない。
- (1) 指定文化財等について権原の移動が生じたとき。
 - (2) 指定文化財等が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたとき。
 - (3)～(6) 略
 - (7) 登録文化財（無形文化財及び無形の民俗文化財を除く。）に関し、その現状を変更しようとするとき。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りではない。
 - 2 前項の規定によるもののほか、指定文化財等（有形文化財及び有形の民俗文化財に限る。以下この項及び次項において同じ。）の所在の場所を変更しようとするときは、指定文化財等の所有者等又は管理責任者等は、速やかに委員会に届け出なければならない。ただし、委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は委員会規則の定めるところにより所在の場所を変更した

- 2 指定文化財の所有者等は、当該指定文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他適当な者を専ら自己に代わりその指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任し、変更し、又は解任したときは、指定文化財の所有者等又は保持者は速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。
- 4 略

- (管理団体による管理)
- 第10条 指定文化財（無形文化財及び無形の民俗文化財を除く。）について、所有者等が判明しない場合又は所有者等若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該指定文化財の保存のため必要な管理（当該指定文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該指定文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、当該指定文化財の所有者等（所有者等が判明しない場合を除く。）並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
 - 3・4 略
 - 5 指定文化財の所有者等は、正当な理由がなく、第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
 - 6 略

- (標識等の設置)
- 第13条 指定記念物の所有者等又は管理団体は、委員会規則の定めるところにより、その管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

- (届出事項)
- 第14条 指定文化財の所有者等、保持者等又は管理責任者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに委員会に届け出なければならない。
- (1) 指定文化財について権原の移動が生じたとき。
 - (2) 指定文化財が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたとき。
 - (3)～(6) 略
 - 2 前項の規定によるもののほか、指定文化財（有形文化財及び有形の民俗文化財に限る。以下この項及び次項において同じ。）の所在の場所を変更しようとするときは、指定文化財の所有者等又は管理責任者等は、速やかに委員会に届け出なければならない。ただし、委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は委員会規則の定めるところにより所在の場所を変更した

- した後届け出ることをもって足りる。
- 3 指定文化財等の所有者等又は管理責任者等以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて指定文化財等を公衆の観覧に供しようとするときは、前項の規定にかかわらず、その者が同項本文の規定による届出を行うことができる。この場合において、第8条の規定を準用する。
- 4 第1項第7号ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。
- 5 委員会は、登録文化財の保護上必要があると認めるときは、第1項第7号の届出に係る登録文化財の現状の変更に關し、必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

第14条の2 略

- (指定文化財等保存活用計画の認定)
- 第18条 指定文化財等の所有者等又は管理団体(無形文化財又は無形の民俗文化財にあっては、保持者、保持団体若しくは地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者。次条第1項、第22条及び第24条において同じ。)は、委員会規則の定めるところにより、指定文化財等の保存及び活用に関する計画(以下「指定文化財等保存活用計画」という。)を作成し、委員会の認定を申請することができる。
- 2 指定文化財等保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 当該指定文化財等の名称及び所在の場所(無形文化財にあってはその名称及び保持者又は保持団体、無形の民俗文化財にあってはその名称、記念物にあってはその名称及び所在地)
- (2) 当該指定文化財等の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- (3)・(4) 略
- 3 前項第2号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
- (1)～(3) 略
- (4) 当該登録文化財(無形文化財及び無形の民俗文化財を除く。)の現状変更に関する事項
- 4 委員会は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その指定文化財等保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- (1) 当該指定文化財等保存活用計画の実施が当該指定文化財等の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- (2)・(3) 略
- (4) 当該指定文化財等保存活用計画(無形文化財及び無形の民俗文化財に係るものを除く。)に前項第1号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- (5) 当該指定文化財等保存活用計画(有形文化財に係るものに限る。)に前項第2号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が指定文化財の修理を適切に行うために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- (6) 当該指定文化財等保存活用計画(有形文化財に係るものに限る。)に前項第3号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が指定文化財(建造物であるものを除く。)の公開を適切かつ確実にを行うために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。

- 後届け出ることをもって足りる。
- 3 指定文化財の所有者等又は管理責任者等以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて指定文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、前項の規定にかかわらず、その者が同項本文の規定による届出を行うことができる。この場合において、第8条の規定を準用する。

(届出事項等)
第14条の2 略

- (指定文化財保存活用計画の認定)
- 第18条 指定文化財の所有者等又は管理団体(無形文化財又は無形の民俗文化財にあっては、保持者、保持団体若しくは地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者。次条第1項、第22条及び第24条において同じ。)は、委員会規則の定めるところにより、指定文化財の保存及び活用に関する計画(以下「指定文化財保存活用計画」という。)を作成し、委員会の認定を申請することができる。
- 2 指定文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 当該指定文化財の名称及び所在の場所(無形文化財にあってはその名称及び保持者又は保持団体、無形の民俗文化財にあってはその名称、記念物にあってはその名称及び所在地)
- (2) 当該指定文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- (3)・(4) 略
- 3 前項第2号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
- (1)～(3) 略
- 4 委員会は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その指定文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- (1) 当該指定文化財保存活用計画の実施が当該指定文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- (2)・(3) 略
- (4) 当該指定文化財保存活用計画(無形文化財及び無形の民俗文化財に係るものを除く。)に前項第1号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- (5) 当該指定文化財保存活用計画(有形文化財に係るものに限る。)に前項第2号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が指定文化財の修理を適切に行うために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- (6) 当該指定文化財保存活用計画(有形文化財に係るものに限る。)に前項第3号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が指定文化財(建造物であるものを除く。)の公開を適切かつ確実にを行うために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。

(7) 当該指定文化財等保存活用計画（無形文化財及び無形の民俗文化財に係るものを除く。）に前項第4号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が登録文化財の現状変更を適切に行うために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。

5 略

（認定を受けた指定文化財等保存活用計画の変更）

第19条 前条第4項の認定を受けた指定文化財等の所有者等又は管理団体は、当該認定を受けた指定文化財等保存活用計画の変更（委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、委員会の認定を受けなければならない。

2 略

（現状変更等の許可の特例）

第20条 第18条第3項第1号に掲げる事項が記載された指定文化財等保存活用計画（無形文化財及び無形の民俗文化財に係るものを除く。）が同条第4項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。次条から第22条までにおいて同じ。）を受けた場合において、当該指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第15条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、委員会規則で定めるところにより、その旨を委員会に届け出ることをもって足りる。

（修理の届出の特例）

第21条 第18条第3項第2号に掲げる事項が記載された指定文化財等保存活用計画（有形文化財に係るものに限る。）が同条第4項の認定を受けた場合において、当該指定文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第14条第1項（同項第6号に係るものに限る。）の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、委員会規則で定めるところにより、その旨を委員会に届け出ることをもって足りる。

（現状変更の届出の特例）

第21条の2 第18条第3項第4号に掲げる事項が記載された指定文化財等保存活用計画（無形文化財及び無形の民俗文化財に係るものを除く。）が同条第4項の認定を受けた場合において当該登録文化財の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第14条第1項（同項第7号に係るものに限る。）の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、委員会規則で定めるところにより、その旨を委員会に届け出ることをもって足りる。

（認定を受けた指定文化財等保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第22条 委員会は、第18条第4項の認定を受けた指定文化財等の所有者等又は管理団体に対し、当該認定を受けた指定文化財等保存活用計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定指定文化財等保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第23条 委員会は、認定指定文化財等保存活用計

5 略

（認定を受けた指定文化財保存活用計画の変更）

第19条 前条第4項の認定を受けた指定文化財の所有者等又は管理団体は、当該認定を受けた指定文化財保存活用計画の変更（委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、委員会の認定を受けなければならない。

2 略

（現状変更等の許可の特例）

第20条 第18条第3項第1号に掲げる事項が記載された指定文化財保存活用計画（無形文化財及び無形の民俗文化財に係るものを除く。）が同条第4項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。次条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第15条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、委員会規則で定めるところにより、その旨を委員会に届け出ることをもって足りる。

（修理の届出の特例）

第21条 第18条第3項第2号に掲げる事項が記載された指定文化財保存活用計画（有形文化財に係るものに限る。）が同条第4項の認定を受けた場合において、当該指定文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第14条第1項（同項第6号に係るものに限る。）の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、委員会規則で定めるところにより、その旨を委員会に届け出ることをもって足りる。

（認定を受けた指定文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第22条 委員会は、第18条第4項の認定を受けた指定文化財の所有者等又は管理団体に対し、当該認定を受けた指定文化財保存活用計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定指定文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第23条 委員会は、認定指定文化財保存活用計画

画が第18条第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 略

(所有者等への指導又は助言)
 第24条 委員会及び市町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、その長。)は、指定文化財等の所有者等又は管理団体の求めに応じ、指定文化財等保存活用計画の作成及び認定指定文化財等保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(報告)
 第25条 委員会は、必要があるときは、所有者等、保持者等又は市町村に対し、指定文化財、選定文化的景観、選定伝統的建造物群保存地区又は登録文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)
 第26条 指定文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定文化財等に関し、この条例に基づいてする委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該指定文化財等の引渡しと同時にその指定書又は登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

3 略

が第18条第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 略

(所有者等への指導又は助言)
 第24条 委員会及び市町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、その長。)は、指定文化財等の所有者等又は管理団体の求めに応じ、指定文化財等保存活用計画の作成及び認定指定文化財等保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(報告)
 第25条 委員会は、必要があるときは、所有者等、保持者等又は市町村に対し、指定文化財、選定文化的景観又は選定伝統的建造物群保存地区の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)
 第26条 指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定文化財に関し、この条例に基づいてする委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該指定文化財等の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

和歌山県警察署協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第23号

和歌山県警察署協議会条例の一部を改正する条例

和歌山県警察署協議会条例(平成13年和歌山県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
(設置) 第2条 次の表の左欄に掲げる警察署に、それぞれ当該右欄に掲げる警察署協議会を置く。	(設置) 第2条 次の表の左欄に掲げる警察署に、それぞれ当該右欄に掲げる警察署協議会を置く。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">警察署の名称</td> <td style="width: 50%;">警察署協議会の名称</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>有田湯浅警察署</td> <td>有田湯浅警察署協議会</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	警察署の名称	警察署協議会の名称	略	略	有田湯浅警察署	有田湯浅警察署協議会	略	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">警察署の名称</td> <td style="width: 50%;">警察署協議会の名称</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>有田警察署</td> <td>有田警察署協議会</td> </tr> <tr> <td>湯浅警察署</td> <td>湯浅警察署協議会</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	警察署の名称	警察署協議会の名称	略	略	有田警察署	有田警察署協議会	湯浅警察署	湯浅警察署協議会	略	略
警察署の名称	警察署協議会の名称																		
略	略																		
有田湯浅警察署	有田湯浅警察署協議会																		
略	略																		
警察署の名称	警察署協議会の名称																		
略	略																		
有田警察署	有田警察署協議会																		
湯浅警察署	湯浅警察署協議会																		
略	略																		

白浜警察署	略	白浜警察署	略
		串本警察署	串本警察署協議会
略	略	略	略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第24号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(期末手当) 第21条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項において「特定幹部警察官」という。）にあっては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>別表第1（第7条関係） 警察官給料表等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 1・2 略 3 この表において「大規模な警察署」とは、和歌山県岩出警察署、和歌山県和歌山東警察署、和歌山県和歌山西警察署、和歌山県和歌山北警察署、和歌山県有田湯浅警察署、和歌山県御坊警察署、和歌山県田辺警察署及び和歌山県新宮警察署をいう。</p> <p>4 略</p>	略	<p>(期末手当) 第21条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項において「特定幹部警察官」という。）にあっては、6月に支給する場合には<u>100分の107.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>別表第1（第7条関係） 警察官給料表等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 1・2 略 3 この表において「大規模な警察署」とは、和歌山県岩出警察署、和歌山県和歌山東警察署、和歌山県和歌山西警察署、和歌山県和歌山北警察署、和歌山県御坊警察署、和歌山県田辺警察署及び和歌山県新宮警察署をいう。</p> <p>4 略</p>	略
略			
略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1備考3の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

和歌山県条例第25号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和32年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			警察署の名称、位置及び管轄地域は、次のとおりとする。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
和歌山県橋本警察署	橋本市市脇四丁目2番2号	橋本市のうち 赤塚 あやの台一丁目～あやの台三丁目 市脇市脇一丁目～市脇五丁目 上田 小峰台一丁目 小峰台二丁目 小原田 柿の木坂 賢堂 柏原 学文路 岸上 北馬場 北宿 紀ノ光台一丁目～紀ノ光台三丁目 紀見紀見ヶ丘一丁目～紀見ヶ丘三丁目 慶賀野 恋野 光陽台一丁目 光陽台二丁目 古佐田 古佐田一丁目～古佐田四丁目 神野々 胡麻生 境原 さつき台一丁目 さつき台二丁目 清水 菖蒲谷 しらさぎ台 城山台一丁目～城山台四丁目 杉尾 須河 隅田町芋生 隅田町上兵庫 隅田町河瀬 隅田町霜草 隅田町下兵庫 隅田町垂井 隅田町中下 隅田町中島 隅田町平野 隅田町真土 隅田町山内 只野 谷奥 深妻 妻一丁目～妻三丁目 出塔 東家 東家一丁目～東家六丁目 中道 西畑 野 橋谷 橋本 橋本一丁目 橋本二丁目 柱本 原田 彦谷 細川 三石台一丁目～三石台四丁目 南馬場 南宿 みゆき台 御幸辻 向副 矢倉脇 山田 横座 吉原 伊都郡のうち 九度山町 高野町	和歌山県橋本警察署	橋本市市脇四丁目2番2号	橋本市のうち 赤塚 あやの台一丁目～あやの台三丁目 市脇市脇一丁目～市脇五丁目 上田 小峰台一丁目 小峰台二丁目 小原田 柿の木坂 賢堂 柏原 学文路 岸上 北馬場 北宿 紀ノ光台一丁目～紀ノ光台三丁目 紀見紀見ヶ丘一丁目～紀見ヶ丘三丁目 慶賀野 恋野 光陽台一丁目 光陽台二丁目 古佐田 古佐田一丁目～古佐田四丁目 神野々 胡麻生 境原 さつき台一丁目 さつき台二丁目 清水 菖蒲谷 しらさぎ台 城山台一丁目～城山台四丁目 杉尾 須河 隅田町芋生 隅田町上兵庫 隅田町河瀬 隅田町霜草 隅田町下兵庫 隅田町垂井 隅田町中下 隅田町中島 隅田町平野 隅田町真土 隅田町山内 只野 谷奥 深妻 妻一丁目～妻三丁目 出塔 東家 東家一丁目～東家六丁目 中道 西畑 野 橋谷 橋本 橋本一丁目 橋本二丁目 柱本 原田 彦谷 細川 三石台一丁目～三石台四丁目 南馬場 南宿 みゆき台 御幸辻 向副 矢倉脇 山田 横座 吉原 伊都郡のうち 九度山町 高野町
略			略		

和歌山県
和歌山東
警察署

和歌
山市
栗栖
686
番地
7

和歌山市のうち
 新内 秋月 有家 有本
 朝日 小豆島 岩橋
 井ノ口 井戸 井辺 伊
 太祈曾 宇田森 上野
 宇治家裏 宇治藪下(5
 番地、20番地、21番地、
 23番地～25番地) 餌差
 町一丁目 餌差町二丁目
 江南 岡南ノ丁 岡北
 ノ丁 岡袋町 岡林泉寺
 丁 岡織屋小路 岡円福
 院東ノ丁 岡円福院西ノ
 丁 太田 太田一丁目～
 太田四丁目 奥須佐 大
 河内 大垣内 小倉 落
 合 加納 川辺 金谷
 上三毛 上黒谷 嘉家作
 丁(31番地～55番地)
 北新一丁目～北新五丁目
 北新博労町 北新戎ノ
 丁 北新桶屋町 北新中
 ノ丁 北新元金屋丁 北
 新金屋丁 北新七軒丁
 北ノ新地一丁目 北ノ新
 地二丁目 北ノ新地上六
 軒丁 北ノ新地中六軒丁
 北ノ新地下六軒丁 北
 ノ新地田町 北ノ新地東
 ノ丁 北ノ新地裏田町
 北ノ新地分銅丁 北ノ新
 地榎丁 北休賀町 北出
 島 北出島一丁目 北中
 島一丁目 木広町二丁目
 ～木広町五丁目 吉礼
 北 北別所 北野 蔵小
 路 楠右衛門小路 杭ノ
 瀬 黒田 黒田一丁目
 黒田二丁目 黒谷 栗栖
 黒岩 口須佐 桑山
 楠本 毛草屋丁 木挽丁
 小雑賀 小雑賀一丁目
 ～小雑賀三丁目 神波
 神前 小瀬田 木枕 境
 原 山東中 坂田 里
 新雑賀町 新堺丁 新生
 町 新通一丁目～新通七
 丁目 新中通一丁目～新
 中通六丁目 新八百屋丁
 新大工町 新在家 新
 中島 塩ノ谷 島 新庄
 下三毛 下和佐 鈴丸
 丁 数寄屋丁 園部(札
 立山頂と鳴滝川左岸上流
 端を結ぶ線及び鳴滝川左
 岸堤防前より尻線の東側
) 相坂 田中町二丁目
 ～田中町五丁目 田尻
 田屋 谷 滝畑 茶屋町
 津秦 頭陀寺 寺内
 手平 手平一丁目～手平
 六丁目 手平出島 出水
 出島 友田町二丁目～
 友田町五丁目 鳴神 永
 徳 中筋日延 永山 中
 島 中之島 新留丁 西
 仲間町一丁目 西仲間町
 二丁目 西 仁井辺 西
 田井 禰宜 納定 直川
 橋向丁 畑屋敷袋町
 畑屋敷松ヶ枝丁 畑屋敷

和歌山県
和歌山東
警察署

和歌
山市
栗栖
686
番地
の7

和歌山市のうち
 新内 秋月 有家 有本
 朝日 小豆島 岩橋
 井ノ口 井戸 井辺 伊
 太祈曾 宇田森 上野
 宇治家裏 宇治藪下(5
 番地、20番地、21番地、
 23番地～25番地) 餌差
 町一丁目 餌差町二丁目
 江南 岡南ノ丁 岡北
 ノ丁 岡袋丁 岡林泉寺
 丁 岡織屋小路 岡円福
 院東ノ丁 岡円福院西ノ
 丁 太田 太田一丁目～
 太田四丁目 奥須佐 大
 河内 大垣内 小倉 落
 合 加納 川辺 金谷
 上三毛 上黒谷 嘉家作
 丁(31番地～55番地)
 北新一丁目～北新五丁目
 北新博労町 北新戎ノ
 丁 北新桶屋町 北新中
 ノ丁 北新元金屋丁 北
 新金屋丁 北新七軒丁
 北ノ新地一丁目 北ノ新
 地二丁目 北ノ新地上六
 軒丁 北ノ新地中六軒丁
 北ノ新地下六軒丁 北
 ノ新地田町 北ノ新地東
 ノ丁 北ノ新地裏田町
 北ノ新地分銅町 北ノ新
 地榎丁 北休賀町 北出
 島 北出島一丁目 北中
 島一丁目 木広町二丁目
 ～木広町五丁目 吉礼
 北 北別所 北野 蔵小
 路 楠右衛門小路 杭ノ
 瀬 黒田 黒田一丁目
 黒田二丁目 黒谷 栗栖
 黒岩 口須佐 桑山
 楠本 毛草屋丁 木挽丁
 小雑賀 小雑賀一丁目
 ～小雑賀三丁目 神波
 神前 小瀬田 木枕 境
 原 山東中 坂田 里
 新雑賀町 新堺丁 新生
 町 新通一丁目～新通七
 丁目 新中通一丁目～新
 中通六丁目 新八百屋町
 新大工町 新在家 新
 中島 塩ノ谷 島 新庄
 下三毛 下和佐 鈴丸
 丁 数寄屋丁 園部(札
 立山頂と鳴滝川左岸上流
 端を結ぶ線及び鳴滝川左
 岸堤防前より尻線の東側
) 相坂 田中町二丁目
 ～田中町五丁目 田尻
 田屋 谷 滝畑 茶屋町
 津秦 頭陀寺 寺内
 手平一丁目～手平六丁目
 出水 出島 友田町二
 丁目～友田町五丁目 鳴
 神 永徳 中筋日延 永
 山 中島 中之島 新留
 丁 西仲間町一丁目 西
 仲間町二丁目 西 仁井
 辺 西田井 禰宜 納定
 直川 橋向丁 畑屋敷
 袋丁 畑屋敷松ヶ枝丁
 畑屋敷東ノ丁 畑屋敷中

	<p>東ノ丁 畑屋敷中ノ丁 畑屋敷西ノ丁 畑屋敷端 ノ丁 畑屋敷新道丁 畑 屋敷兵庫ノ丁 畑屋敷千 体仏丁 畑屋敷葛屋丁 畑屋敷榎丁 畑屋敷円福 院東ノ丁 畑屋敷円福院 西ノ丁 畑屋敷雁木丁 馬場 吐前 東仲間町一 丁目 東仲間町二丁目 東田中 平尾 広原 弘 西 平岡 吹屋町一丁目 ～吹屋町五丁目 冬野 府中 藤田 船所(鳴滝 川左岸堤防前のり尻線の 東側) 坊主丁 布施屋 松島 松原 南休賀町 南雑賀町 南材木丁一 丁目～南材木丁三丁目 美園町二丁目～美園町五 丁目 南出島 三葛(11 34番地1～17、1148番地 、1149番地、1150番地、 1151番地、1152番地、11 56番地1、2、45～87、 1280番地1～5、右地番 に接する北山斜面及び棚 出斜面並びに和田川右岸 側の区域) 南畑 明王 寺 満屋 六十谷 森小 手穂 本渡 柳丁 矢田 葉勝寺 山口西 湯屋 谷 吉里 吉原 吉田 和佐関戸 和佐中 和田 紀の川右岸と大潮平均 満潮面とのなす線を境と し嘉家作樋門東北端から 真北を見通す線の東側 真田堀川及び大門川の左 岸と大潮平均満潮面との なす線の東側 和歌川の 左岸と和田川の右岸との 接する地点から上流の和 歌川の左岸と大潮平均満 潮面とのなす線の東側 中島川の右岸と和田川の 右岸との接する地点から 真南を見通す線より下流 の和田川の右岸と大潮平 均満潮面とのなす線の北 側 海南市のうち 岡田1203番地12、1203番 地13、1207番地1、1207 番地2、1208番地、1209 番地、1213番地1、1213 番地2、1214番地、1226 番地、1227番地、1228番 地、1230番地及び1233番 地23</p>		<p>ノ丁 畑屋敷西ノ丁 畑 屋敷端ノ丁 畑屋敷新道 丁 畑屋敷兵庫ノ丁 畑 屋敷千体仏丁 畑屋敷葛 屋町 畑屋敷榎ノ丁 畑 屋敷円福院東ノ丁 畑屋 敷円福院西ノ丁 畑屋敷 雁木丁 馬場 吐前 東 仲間町一丁目 東仲間町 二丁目 東田中 平尾 広原 弘西 平岡 吹屋 町一丁目～吹屋町五丁目 冬野 府中 藤田 船 所(鳴滝川左岸堤防前の り尻線の東側) 坊主丁 布施屋 松島 松原 南休賀町 南雑賀町 南 材木丁一丁目～南材木丁 三丁目 美園町二丁目～ 美園町五丁目 南出島 三葛(1134番地の1～17 、1148番地、1149番地、 1150番地、1151番地、11 52番地、1156番地の1、 2、45～87、1280番地の 1～5、右地番に接する 北山斜面及び棚出斜面並 びに和田川右岸側の区域) 南畑 明王寺 満屋 六十谷 森小手穂 本 渡 柳丁 矢田 葉勝寺 山口西 湯屋谷 吉里 吉原 吉田 和佐関戸 和佐中 和田 紀の川 右岸と大潮平均満潮面と のなす線を境とし嘉家作 樋門東北端から真北を見 通す線の東側 真田堀川 及び大門川の左岸と大潮 平均満潮面とのなす線の 東側 和歌川の左岸と和 田川の右岸との接する地 点から上流の和歌川の左 岸と大潮平均満潮面との なす線の東側 中島川の 右岸と和田川の右岸との 接する地点から真南を見 通す線より下流の和田川 の右岸と大潮平均満潮面 とのなす線の北側 海南市のうち 岡田1203番地の12、1203 番地の13、1207番地の1 、1207番地の2、1208番 地、1209番地、1213番地 の1、1213番地の2、12 14番地、1226番地、1227 番地、1228番地、1230番 地及び1233番地の23</p>
<p>和歌山県 和歌山西 警察署</p>	<p>和歌山市 吹上一丁 目6番30 号</p>	<p>和歌山県 和歌山西 警察署</p>	<p>和歌山市 吹上一丁 目6番30 号</p>

4番地、105番地、107番地～109番地) 宇治袋町 宇治鉄砲場 植松丁 上町 上野町一丁目～上野町三丁目 宇須一丁目～宇須四丁目 打越町 内原 男野芝丁 小野町一丁目～小野町三丁目 雄松町一丁目～雄松町六丁目 岡山丁 尾崎丁 嘉家作丁(1番地～9番地、11番地～17番地、20番地～29番地) 加納町 駕町 徒町 片岡町一丁目 片岡町二丁目 紀三井寺 九番丁 北汀丁 北大工町 北細工町 北牛町 北甚五兵衛丁 北坂ノ上丁 北田辺丁 北中間町 北土佐丁 北町 北釘貫丁 北桶屋町 北相生丁 久右衛門丁 金龍寺丁 久保丁一丁目～久保丁四丁目 九家ノ丁 毛見(1418番地1、3～11、1432番地1、4、5、1434番地1、1437番地1～180、1450番地、1451番地及び右地番に接する馬瀬斜面を除く。) 源蔵馬場一丁目 源蔵馬場二丁目 下町 小人町 小人町南ノ丁 五番丁 米屋町 小松原通一丁目～小松原通五丁目 小松原五丁目 小松原六丁目 三番丁 鷺ノ森 鷺ノ森東ノ丁 鷺ノ森西ノ丁 鷺ノ森南ノ丁 鷺ノ森中ノ丁 鷺ノ森片町 鷺ノ森明神丁 鷺ノ森新道 鷺ノ森堂前丁 雑賀町 雑賀屋町 雑賀屋町東ノ丁 雑賀道 材木丁 作事丁 雑賀崎 芝ノ丁 新堀東一丁目 新堀東二丁目 塩屋一丁目～塩屋六丁目 汐見町一丁目～汐見町三丁目 島崎町一丁目～島崎町七丁目 新魚町 十番丁 十一番丁 十二番丁 十三番丁 新和歌浦 駿河町 杉ノ馬場一丁目～杉ノ馬場五丁目 住吉町 砂山南一丁目～砂山南四丁目 関戸一丁目～関戸五丁目 専光寺門前丁 船場町 谷町 鷹匠町一丁目～鷹匠町七丁目 匠町 畳屋町 田野茶屋ノ丁 築港一丁目～築港六丁目 出口甲賀丁 出口中ノ丁 出口端ノ丁 出口新端ノ丁 伝法橋南ノ丁 徳田木丁 道場町 土佐町一丁目～土佐町三丁目 七番丁 七曲り 中ノ店南ノ丁 中ノ店北ノ丁 中ノ店中ノ丁 鍋屋町 中之島の一部 西小二里一丁目～

4番地、105番地、107番地～109番地) 宇治袋町 宇治鉄砲場 植松丁 上町 上野町一丁目～上野町三丁目 宇須一丁目～宇須四丁目 打越町 内原 男野芝丁 小野町一丁目～小野町三丁目 雄松町一丁目～雄松町六丁目 岡山丁 尾崎丁 嘉家作丁(1番地～9番地、11番地～17番地、20番地～29番地) 加納町 駕町 徒町 片岡町一丁目 片岡町二丁目 紀三井寺 九番丁 北汀丁 北大工町 北細工町 北牛町 北甚五兵衛丁 北坂ノ上丁 北田辺丁 北仲間町 北土佐丁 北町 北釘貫丁 北桶屋町 北相生丁 久右衛門丁 金龍寺丁 久保丁一丁目～久保丁四丁目 九家ノ丁 毛見(1418番地1、3～11、1432番地1、4、5、1434番地1、1437番地1～180、1450番地、1451番地及び右地番に接する馬瀬斜面を除く。) 源蔵馬場一丁目 源蔵馬場二丁目 下町 小人町 小人町南ノ丁 五番丁 米屋町 小松原通一丁目～小松原通五丁目 小松原五丁目 小松原六丁目 三番丁 鷺ノ森東ノ丁 鷺ノ森西ノ丁 鷺ノ森南ノ丁 鷺ノ森中ノ丁 鷺ノ森片町 鷺ノ森明神丁 鷺ノ森新道 鷺ノ森堂前丁 雑賀町 雑賀屋町 雑賀屋町東ノ丁 雑賀道 材木丁 作事丁 雑賀崎 芝ノ丁 新堀東一丁目 新堀東二丁目 塩屋一丁目～塩屋六丁目 汐見町一丁目～汐見町三丁目 島崎町一丁目～島崎町七丁目 新魚町 十番丁 十一番丁 十二番丁 十三番丁 新和歌浦 駿河町 杉ノ馬場一丁目～杉ノ馬場五丁目 住吉町 砂山南一丁目～砂山南四丁目 関戸一丁目～関戸五丁目 専光寺門前丁 船場町 谷町 鷹匠町一丁目～鷹匠町七丁目 匠町 畳屋町 田野茶屋ノ丁 築港一丁目～築港六丁目 出口甲賀丁 出口中ノ丁 出口端ノ丁 出口新端ノ丁 伝法橋南ノ丁 徳田木丁 道場町 土佐町一丁目～土佐町三丁目 七番丁 七曲り 中ノ店南ノ丁 中ノ店北ノ丁 中ノ店中ノ丁 鍋屋町 中之島の一部 西小二里一丁目～

西小二里三丁目 新高町
 西旅籠町 西蔵前町
 西布経丁一丁目～西布経
 丁六丁目 西釘貫丁一丁
 目～西釘貫丁三丁目 西
 坂ノ上丁 西汀丁 西ノ
 店 二番丁 西大工町
 西鍛冶屋町 西紺屋町一
 丁目 西紺屋町二丁目
 西河岸町 西長町一丁目
 ～西長町四丁目 西浜
 西浜一丁目～西浜三丁目
 西高松一丁目 西高松
 二丁目 布引 八番丁
 橋丁 東鍛冶屋町 東蔵
 前丁 東布経丁一丁目～
 東布経丁六丁目 東紺屋
 町 東小二里町 東長町
 中ノ丁 東長町一丁目～
 東長町十一丁目 東釘貫
 丁一丁目～東釘貫丁三丁
 目 東旅籠町 広瀬中ノ
 丁一丁目 広瀬中ノ丁二
 丁目 広瀬通丁一丁目～
 広瀬通丁三丁目 東坂ノ
 上丁 広道 一筋目 屏
 風丁 東高松一丁目～東
 高松四丁目 福町 舟大
 工町 舟津町一丁目～舟
 津町四丁目 二筋目 吹
 上一丁目～吹上五丁目
 弁財天丁 卜半町 本町
 一丁目～本町九丁目 堀
 止南ノ丁 堀止西一丁目
 堀止西二丁目 真砂丁
 一丁目 堀止東一丁目
 堀止東二丁目 松ヶ丘一
 丁目～松ヶ丘三丁目 三
 葛 (1134番地1～17、11
 48番地、1149番地、1150
 番地、1151番地、1152番
 地、1156番地1、2、45
 ～87、1280番地1～5、
 右地番に接する北山斜面
 及び棚出斜面並びに和田
 川右岸側の区域を除く。
) 南汀丁 南大工町
 南片原一丁目 南片原二
 丁目 三木町堀詰 三木
 町南ノ丁 三木町中ノ丁
 三木町台所町 南細工
 町 南桶屋町 湊紺屋町
 一丁目～湊紺屋町三丁目
 湊本町一丁目～湊本町
 三丁目 湊北町一丁目～
 湊北町三丁目 南牛町
 南甚五兵衛丁 南中間町
 湊桶屋町 湊通丁南一
 丁目～湊通丁南四丁目
 湊通丁北一丁目～湊通丁
 北四丁目 湊御殿一丁目
 ～湊御殿三丁目 南相生
 丁 三沢町一丁目～三沢
 町四丁目 三筋目 南田
 辺丁 湊(紀の川右岸側
 の区域を除く。) 六筋
 目 元博労町 元町奉行
 丁一丁目 元町奉行丁二
 丁目 元寺町一丁目～元
 寺町五丁目 元寺町東ノ
 丁 元寺町西ノ丁 元寺
 町南ノ丁 元寺町北ノ丁

西小二里三丁目 新高町
 西旅籠町 西蔵前町
 西布経丁一丁目～西布経
 丁六丁目 西釘貫丁一丁
 目～西釘貫丁三丁目 西
 坂ノ上丁 西汀丁 西ノ
 店 二番丁 西大工町
 西鍛冶屋町 西紺屋町一
 丁目 西紺屋町二丁目
 西河岸町 西長町一丁目
 ～西長町四丁目 西浜
 西浜一丁目～西浜三丁目
 西高松一丁目 西高松
 二丁目 布引 八番丁
 橋丁 東鍛冶屋町 東蔵
 前丁 東布経丁一丁目～
 東布経丁六丁目 東紺屋
 町 東小二里町 東長町
 中ノ丁 東長町一丁目～
 東長町十一丁目 東釘貫
 丁一丁目～東釘貫丁三丁
 目 東旅籠町 広瀬中ノ
 丁一丁目 広瀬中ノ丁二
 丁目 広瀬通丁一丁目～
 広瀬通丁三丁目 東坂ノ
 上丁 広道 一筋目 屏
 風丁 東高松一丁目～東
 高松四丁目 福町 舟大
 工町 舟津町一丁目～舟
 津町四丁目 二筋目 吹
 上一丁目～吹上五丁目
 弁財天町 卜半町 本町
 一丁目～本町九丁目 堀
 止南ノ丁 堀止西一丁目
 堀止西二丁目 真砂町
 一丁目 堀止東一丁目
 堀止東二丁目 松ヶ丘一
 丁目～松ヶ丘三丁目 三
 葛 (1134番地の1～17、11
 48番地、1149番地、11
 50番地、1151番地、1152
 番地、1156番地の1、2
 、45～87、1280番地の1
 ～5、右地番に接する北
 山斜面及び棚出斜面並び
 に和田川右岸側の区域を
 除く。) 南汀丁 南大
 工町 南片原一丁目 南
 片原二丁目 三木町堀詰
 三木町南ノ丁 三木町
 中ノ丁 三木町台所町
 南細工町 南桶屋町 湊
 紺屋町一丁目～湊紺屋町
 三丁目 湊本町一丁目～
 湊本町三丁目 湊北町一
 丁目～湊北町三丁目 南
 牛町 南甚五兵衛丁 南
 仲間町 湊桶屋丁 湊通
 丁南一丁目～湊通丁南四
 丁目 湊通丁北一丁目～
 湊通丁北四丁目 湊御殿
 一丁目～湊御殿三丁目
 南相生丁 三沢町一丁目
 ～三沢町四丁目 三筋目
 南田辺丁 湊(紀の川
 右岸側の区域を除く。) 六
 筋目 元博労町 元
 町奉行丁一丁目 元町奉
 行丁二丁目 元寺町一丁
 目～元寺町五丁目 元寺
 町東ノ丁 元寺町西ノ丁
 元寺町南ノ丁 元寺町

		<p>山吹丁 屋形町一丁目 ～屋形町五丁目 藪ノ丁 山蔭丁 四筋目 四番 丁 寄合町 萬町 六番 丁 和歌町 和歌川町 和歌浦東一丁目～和歌浦 東四丁目 和歌浦中一丁 目～和歌浦中三丁目 和 歌浦南一丁目～和歌浦南 三丁目 和歌浦西一丁目 和歌浦西二丁目 紀の 川右岸と大潮平均満潮面 とのなす線を境とし嘉家 作樋門東北端から真北を 見通す線の西側 真田堀 川及び大門川の左岸と大 潮平均満潮面とのなす線 の西側 和歌川の左岸と 和田川の右岸との接する 地点から上流の和歌川の 左岸と大潮平均満潮面と のなす線の西側 中島川 の右岸と和田川の右岸と の接する地点から真南を 見通す線より下流の和田 川の右岸と大潮平均満潮 面とのなす線の南側</p>			<p>北ノ丁 山吹丁 屋形町 一丁目～屋形町五丁目 藪ノ丁 山蔭丁 四筋目 四番丁 寄合町 万町 六番丁 六軒丁 和歌 町 和歌川町 和歌浦東 一丁目～和歌浦東四丁目 和歌浦中一丁目～和歌 浦中三丁目 和歌浦南一 丁目～和歌浦南三丁目 和歌浦西一丁目 和歌浦 西二丁目 紀の川右岸と 大潮平均満潮面とのなす 線を境とし嘉家作樋門東 北端から真北を見通す線 の西側 真田堀川及び大 門川の左岸と大潮平均満 潮面とのなす線の西側 和歌川の左岸と和田川の 右岸との接する地点から 上流の和歌川の左岸と大 潮平均満潮面とのなす線 の西側 中島川の右岸と 和田川の右岸との接する 地点から真南を見通す線 より下流の和田川の右岸 と大潮平均満潮面とのな す線の南側</p>
略	略	略	略	略	略
和歌山県 海南警察 署	海南 市目 方12 94番 地24	和歌山市のうち 毛見1418番地1、3～11 、1432番地1、4、5、 1434番地1、1437番地1 ～180、1450番地、1451 番地及び上記地番に接す る馬瀬斜面 海南市(和歌山県和歌山東 警察署の管轄区域を除く 。) 海草郡	和歌山県 海南警察 署	海南 市目 方12 94番 地の 24	和歌山市のうち 毛見1418番地の1、3～ 11、1432番地の1、4、 5、1434番地の1、1437 番地の1～180、1450番 地、1451番地及び上記地 番に接する馬瀬斜面 海南市(和歌山県和歌山東 警察署の管轄区域を除く 。) 海草郡
和歌山県 有田湯浅 警察署	有田 郡湯 浅町 大字 栖原 184 番地 2	有田市 有田郡	和歌山県 有田警察 署	有田 市宮 崎町 265 番地	有田市
			和歌山県 湯浅警察 署	有田 郡湯 浅町 大字 栖原 184 番地 2	有田郡
和歌山県 御坊警察 署	御坊 市湯 川町 財部 237 番地 1	略	和歌山県 御坊警察 署	御坊 市湯 川町 財部 237 番地 の1	略
和歌山県 田辺警察 署	田辺 市上 の山 一丁 目2 番15	田辺市(本宮町を除く。) 日高郡のうち みなべ町	和歌山県 田辺警察 署	田辺 市上 の山 一丁 目2 番15	田辺市(本宮町を除く。) 日高郡のうち みなべ町 西牟婁郡のうち 上富田町

和歌山県 白浜警察署	西牟婁郡 白浜町29 26番地 の 82	西牟婁郡	和歌山県 白浜警察署	西牟婁郡 白浜町29 26番地 の 82	西牟婁郡のうち 白浜町
和歌山県 新宮警察署	新宮市 新宮23 30番地 の 9	田辺市のうち 本宮町 新宮市 東牟婁郡	和歌山県 串本警察署	東牟婁郡 串本町串 本21 14番 地	西牟婁郡のうち すさみ町 東牟婁郡のうち 古座川町 串本町
和歌山県 新宮警察署	新宮市 新宮23 30番地 の 9	田辺市のうち 本宮町 新宮市 東牟婁郡のうち 那智勝浦町 太地町 北 山村	和歌山県 新宮警察署	新宮市 新宮23 30番地 の 9	田辺市のうち 本宮町 新宮市 東牟婁郡のうち 那智勝浦町 太地町 北 山村

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本則の表和歌山県橋本警察署の項の改正規定、同表和歌山県和歌山東警察署の項の改正規定、同表和歌山県和歌山西警察署の項の改正規定、同表和歌山県海南警察署の項の改正規定及び同表和歌山県御坊警察署の項の改正規定は、公布の日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第26号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(銃器犯罪捜査手当) 第23条 銃器犯罪捜査手当は、職員（第2条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。）が防弾装備を着装し、武器を携帯して行われる次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>銃器若しくは銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項に規定するクロスボウ（以下「銃器等」という。）又は銃器等と</u>思料されるものを使用している犯罪の現場における犯人の逮捕等の業務</p> <p>(2) 銃器等を使用した犯人の逮捕の業務</p> <p>(3) 銃器等を所持している犯人の逮捕の業務</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(銃器犯罪捜査手当) 第23条 銃器犯罪捜査手当は、職員（第2条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。）が防弾装備を着装し、武器を携帯して行われる次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪の現場における犯人の逮捕等の業務</p> <p>(2) 銃器を使用した犯人の逮捕の業務</p> <p>(3) 銃器を所持している犯人の逮捕の業務</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和4年3月15日から適用する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第27号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料(第2条関係)</p> <p>1 行政書士法(昭和26年法律第4号。以下この項において「法」という。)第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行 1件につき <u>10,400円</u></p> <p>備考 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>(1)~(10) 略</p> <p>(11) 政令第18条第2項第1号の規定に基づく法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施</p> <p>ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき <u>11,600円</u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この項及び第6項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、<u>11,100円</u>)</p> <p>イ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき <u>10,300円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>9,800円</u>)</p> <p>ウ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき <u>11,600円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>11,100円</u>)</p> <p>エ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき <u>11,600円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>11,100円</u>)</p> <p>オ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき <u>10,300円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>9,800円</u>)</p> <p>備考 法第31条の2第1項の規定により高压ガス保安協会(以下この備考において「協会」という。)又は経済産業大臣が指定する者(以下この備考において「指定試験機関」という。)が行う製造保安責任者試験を受けようとする者は、手数</p>	<p>別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料(第2条関係)</p> <p>1 行政書士法(昭和26年法律第4号。以下この項において「法」という。)第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行 1件につき <u>7,000円</u></p> <p>備考 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>(1)~(10) 略</p> <p>(11) 政令第18条第2項第1号の規定に基づく法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施</p> <p>ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき <u>9,300円</u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この項及び第6項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、<u>8,800円</u>)</p> <p>イ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき <u>8,700円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>8,200円</u>)</p> <p>ウ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき <u>9,300円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>8,800円</u>)</p> <p>エ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき <u>9,300円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>8,800円</u>)</p> <p>オ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき <u>8,700円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>8,200円</u>)</p> <p>備考 法第31条の2第1項の規定により高压ガス保安協会(以下この備考において「協会」という。)又は経済産業大臣が指定する者(以下この備考において「指定試験機関」という。)が行う製造保安責任者試験を受けようとする者は、手数料を当該協会</p>

料を当該協会又は指定試験機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該協会又は指定試験機関の収入とする。

(12) 法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施

ア 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 1件につき 9,000円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、8,500円)

イ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 1件につき 7,200円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、6,700円)

備考 法第31条の2第1項の規定により高压ガス保安協会(以下この備考において「協会」という。)又は経済産業大臣が指定する者(以下この備考において「指定試験機関」という。)が行う販売主任者試験を受けようとする者は、手数料を当該協会又は指定試験機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該協会又は指定試験機関の収入とする。

- (13)～(15) 略
- 5 電気工事士法(昭和35年法律第139号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)～(3) 略
- (4) 政令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え 1件につき 2,700円
- 6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)～(6) 略
- (7) 法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査
- ア・イ 略
- ウ 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合 1件につき 98,000円
- (8) 略
- (9) 法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
- (10)～(14) 略
- (15) 法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき 23,200円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、22,700円)
- 備考 法第38条の6第1項の規定により高压ガス保安協会(以下この備考において「協会」という。)又は経済産業大臣が指定する者(以下この備考において「指定試験機関」という。)が行う液化石油ガス設備士試験を受けようとする者は、手数料を当該協会又は指定試験機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該協会又は指定試験機関の収入とする。
- (16)～(18) 略
- 7～14の2 略
- 15 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)～(4) 略
- (5) 政令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施

又は指定試験機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該協会又は指定試験機関の収入とする。

(12) 法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施

ア 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 1件につき 7,900円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、7,400円)

イ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 1件につき 6,200円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、5,700円)

備考 法第31条の2第1項の規定により高压ガス保安協会(以下この備考において「協会」という。)又は経済産業大臣が指定する者(以下この備考において「指定試験機関」という。)が行う販売主任者試験を受けようとする者は、手数料を当該協会又は指定試験機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該協会又は指定試験機関の収入とする。

- (13)～(15) 略
- 5 電気工事士法(昭和35年法律第139号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)～(3) 略
- (4) 政令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え 1件につき 2,100円
- 6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)～(6) 略
- (7) 法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査
- ア・イ 略
- ウ 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合 1件につき 110,000円
- (8) 略
- (9) 法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
- (10)～(14) 略
- (15) 法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき 21,400円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、20,900円)
- 備考 法第38条の6第1項の規定により高压ガス保安協会(以下この備考において「協会」という。)又は経済産業大臣が指定する者(以下この備考において「指定試験機関」という。)が行う液化石油ガス設備士試験を受けようとする者は、手数料を当該協会又は指定試験機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該協会又は指定試験機関の収入とする。
- (16)～(18) 略
- 7～14の2 略
- 15 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)～(4) 略
- (5) 政令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施

ア 略
イ 実技試験(1級、2級、3級、基礎級及び単一等級)

略

備考 この表の規定にかかわらず、実技試験の手数料の額は、1件につき、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額とする。

- (1) 次のア又はイに掲げる者が、それぞれア又はイに定める等級の実技試験を受けようとする場合 この表に定める手数料の額から9,000円を減じた額

ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であつて、当該実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満であるもの(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びにイ、(2)及び(3)に規定する在校生を除く。) 2級又は3級

イ 当該実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満である在校生(公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。以下この備考において同じ。)(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。) 2級

- (2) 在校生(3)に規定する在校生を除く。)が実技試験(3級に限る。)を受けようとする場合 この表に定める手数料の額に3分の2を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。)

- (3) 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満である在校生(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)が当該実技試験(3級に限る。)を受けようとする場合 2,900円

ウ 略
備考 略

16~24 略

25 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

- (1) 略
- (2) 法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施 1件につき 8,200円

備考 法第16条の2第1項の規定により国土交通大臣の指定する者(以下この備考において「指定試験機関」という。)が行う宅地建物取引士資格試験を受けようとする者は、手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。この場合に

ア 略
イ 実技試験(1級、2級、3級、基礎級及び単一等級)

略

備考 この表の規定にかかわらず、実技試験の手数料の額は、1件につき、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額とする。

- (1) 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において35歳未満である者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(2)及び(3)に規定する在校生を除く。)が当該実技試験(2級又は3級に限る。)を受けようとする場合 この表に定める手数料の額から9,000円を減じた額

- (2) 在校生(公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。(3)において同じ。)(3)に規定する在校生を除く。)が実技試験(3級に限る。)を受けようとする場合 この表に定める手数料の額に3分の2を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。)

- (3) 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において35歳未満である在校生(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)が当該実技試験(3級に限る。)を受けようとする場合 2,900円

ウ 略
備考 略

16~24 略

25 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

- (1) 略
- (2) 法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施 1件につき 7,000円

備考 法第16条の2第1項の規定により国土交通大臣の指定する者(以下この備考において「指定試験機関」という。)が行う宅地建物取引士資格試験を受けようとする者は、手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。この場合において、その

において、その納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

- (3)～(6) 略
- 26～31 略
- 32 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務
 - (1)・(2) 略
 - (3) 法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え 1件につき 1,600円
 - (4)～(20) 略
- 33 略
- 34 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務
 - (1) 運転免許関係事務

手数料の種別（手数料を納めなければならない者）	区分	金額
略		
認知機能検査手数料（法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第3項の規定による認知機能検査を受けようとする者）		1件につき <u>1,050円</u>
運転技能検査手数料（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定による運転技能検査を受けようとする者）		1件につき <u>3,550円</u>
審査手数料（法第91条又は第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車及		略

納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

- (3)～(6) 略
- 26～31 略
- 32 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務
 - (1)・(2) 略
 - (3) 法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え 1件につき 1,800円
 - (4)～(20) 略
- 33 略
- 34 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務
 - (1) 運転免許関係事務

手数料の種別（手数料を納めなければならない者）	区分	金額
略		
認知機能検査手数料（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定による認知機能検査を受けようとする者）		1件につき <u>750円</u>
審査手数料（法第91条の規定により運転することができる自動車及び原動機付自転車の種		略

び原動機
付自転車
の種類を
限定され
た者で、
その全部
又は一部
を解除す
るため、
公安委員
会の審査
を受ける
もの

類を限定
され、定
部又は部
を解除す
るため、
公安委員
会の審査
を受ける
もの

略

略

講習手数
料(法第
108条の
2第1項
各号に掲
げを受ける
者)

略

法第108
条の2第
1項第12
号に掲げ
る講習

法第71条
の5第3
項に規定
する普通
自動車対
応免許(以
下「普通
自動車対
応免許」と
いう。)を
受けている
者(法第97
条の2第
1項第3
号イ及び
びハに掲
げる者並
びに法第
101条の
4第3項
の規定の
適用を受
ける者を
除く。)に
対する講
習

1件につき
6,450円

普通自動
車対応免
許を受けて
いる者(法
第97条の
2第1項
第3号イ
若しくは
ハに掲げ
る者又は
法第101
条の4第
3項の規
定の適用
を受ける
者に限る。
)又は第
一運転免
許若しくは
第二種運
転免許であ
る普通自動

1件につき
2,900円

講習手数
料(法第
108条の
2第1項
各号に掲
げを受ける
者)

略

法第108
条の2第
1項第12
号に掲げ
る講習

小型特殊
自動車免
許以外の
第一種運
転免許又
は第二種
運転免許
を受けて
いる者に
対する講
習(法第97
条の2第
1項第3
号イ、第
101条の
4第2項
又は第
101条の
7第4項
の規定に
より認知
機能検査
の結果に
基づいて
行うもの
を除く。)

1件につき
5,100円

小型特殊
自動車免
許以外の
第一種運
転免許又
は第二種
運転免許
を受けて
いる者に
対する講
習(法第97
条の2第
1項第3
号イ又は
第101条
の4第2
項の規定
により認
知機能検
査の結果
に基づい
て行うも
のに限る。)

1件につき
5,100円
(当該認知
機能検査の
結果が認知
症のおそれ
があること
その他の認
知機能が低
下している
おそれがあ
ることを示
すものとし
て内閣府令
で定める基
準に該当す
るものにあ
っては、7,
950円)

車対応免 許以外の もののみ を受けて いる者に 対する講 習	小型特殊 自動車免 許以外の 第一種運 転免許又 は第二種 運転免許 を受けて いる者に 対する講 習（法第 101条の 7第4項 の規定に より認知 機能検査 の結果に 基づいて 行うもの に限る。）	1件につき 5,800円
	小型特殊 自動車免 許のみを 受けてい る者に対 する講習 （法第97 条の2第 1項第3 号イ、第 101条の 4第2項 又は第10 1条の7 第4項の 規定によ り認知機 能検査の 結果に基 づいて行 うものを 除く。）	1件につき 2,250円
	小型特殊 自動車免 許のみを 受けてい る者に対 する講習 （法第97 条の2第 1項第3 号イ又は 第101条 の4第2 項の規定 により認 知機能検 査の結果 に基づい て行うも のに限る	1件につき 2,250円 （当該認知 機能検査の 結果が認知 症のおそれ があること その他の認 知機能が低 下している おそれがあ ることを示 すものとし て内閣府令 で定める基 準に該当す るものにあ っては、4, 450円）

	法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	略	
	法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	1時間につき 2,250円	
	法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	略	
通知手数料(法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号に掲げる講習を受けようとする者)		略	
略			

(2)~(5) 略
35・36 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)

1~5 略

6 工業関係事務

(1) 略

(2) 機器分析

ア~ウ 略

エ 質量分析

(7) 精密質量分析 1試料につき 19,100円

(イ) 略

(ウ) 液体クロマトグラフィ質量分析(エを除く。) 1試料につき 15,240円

(エ) 略

オ~ケ 略

(3)~(6) 略

(7) 精密測定

ア 形状測定

真円度、円筒度 1測定につき 2,640円

			。)
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	1件につき 2,350円	
	法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	略	
	法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	略	
通知手数料(法第108条の2第1項第10号又は同項第13号に掲げる講習を受けようとする者)		略	
略			

(2)~(5) 略
35・36 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)

1~5 略

6 工業関係事務

(1) 略

(2) 機器分析

ア~ウ 略

エ 質量分析

(7) 精密質量分析 1試料につき 15,970円

(イ) 略

(ウ) 液体クロマトグラフィ質量分析(エを除く。) 1試料につき 19,380円

(エ) 略

オ~ケ 略

(3)~(6) 略

(7) 精密測定

ア 形状測定

(7) 真円度、円筒度 1測定につき 2,640円

(イ) 表面粗さ

a 一般 1測定につき 2,760円

イ・ウ 略
(8)~(12) 略

(13) 特定分野試験
ア・イ 略
ウ 食品
(7)~(7) 略

(エ)~(エ) 略
エ~ク 略
(14) デザイン・設計
ア~ウ 略
エ 分子モデリング
(7)・(イ) 略
(7) 定量的構造物性相関法 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき
3,090円

オ・カ 略
(15) 特殊加工
ア・イ 略
ウ 積層造形

(7)・(イ) 略
エ~カ 略
(16)・(17) 略
備考 略
7~11 略
12 畜産関係事務

(1)~(13) 略
(14) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
ア 法第3条第1項に規定する畜舎建築利用計画(以下この号において「計画」という。)の認定の申請に対する審査
(7) 法第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づく認定の申請(法第3条第3項第4号への適合性に関する審査を要するものに限る。)に対する審査
1件につき 次の表の左欄の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	16,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	24,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	36,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	54,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	91,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	140,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	220,000円

b 3次元 1測定につき 5,400円
イ・ウ 略

(8)~(12) 略
(13) 変異原性試験
ウムテスト 1試料につき 15,080円

(14) 特定分野試験
ア・イ 略
ウ 食品
(7)~(7) 略
(エ) 食品添加物試験
a 定性 1試料1成分につき 3,870円
b 定量 1試料1成分につき 4,620円

(オ)~(オ) 略
エ~ク 略
(15) デザイン・設計
ア~ウ 略
エ 分子モデリング
(7)・(イ) 略

オ・カ 略
(16) 特殊加工
ア・イ 略
ウ 積層造形
(7) 光造形 30分(30分未満は、30分とする。)につき 5,400円

(イ)・(イ) 略
エ~カ 略
(17)・(18) 略
備考 略
7~11 略
12 畜産関係事務
(1)~(13) 略

5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	260,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	390,000円
50,000平方メートルを超えるもの	660,000円

(i) (7)の表の床面積の合計は、次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。

a 法第3条第1項の規定に基づく計画の認定の申請に対する審査 当該申請に係る法第2条第1項に規定する畜舎等（法第3条第2項に規定する特例畜舎等を除く。以下この号において「畜舎等」という。）の床面積

b 法第4条第1項の規定に基づく認定計画（法第3条第1項の認定を受けた計画をいう。以下この号において同じ。）の変更の認定の申請に対する審査 当該認定計画の変更に係る畜舎等の床面積の2分の1（床面積の増加する部分及び当該認定計画において法第3条第3項第4号への適合性に関する審査を受けていない部分にあつては、当該部分の床面積）

イ 法第6条第2項ただし書の規定に基づく畜舎等の仮使用の認定の申請に対する審査 1件につき 120,000円

ウ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省国土交通省令第6号）第48条第2項の規定に基づく畜舎等の敷地と道路との関係に係る畜舎等の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円

13・14 略

15 防犯・交通関係事務

(1) 略

(2) 道路交通法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

ア～エ 略

オ 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する法第108条の2第2項の規定による講習であつて、普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対して行うもの 1件につき 6,450円（普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101

13・14 略

15 防犯・交通関係事務

(1) 略

(2) 道路交通法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

ア～エ 略

オ 法第108条の2第2項の規定による講習であつて、加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うもの（公安委員会規則で定めるものに限る。）

1件につき 2,650円

カ 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する法第108条の2第2項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであつて、加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行うもの（公安委員会規則で定めるものに限る。） 1時間につき 1,800円

キ 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する法第108条の2第2項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであつて、カに規定する者以外の者に対して行うもの（公安委員会規則で定めるものに限る。）

1件につき 5,100円（当該講習が法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果（認知症のおそれがあることその他

条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対して行うものである場合にあっては、2,900円)

カ 認知機能検査員講習 1件につき 1,450円 (自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修若しくは高齢者講習指導員研修(いずれも法第108条の2第1項第12号に係るものに限る。))又は警察庁が指定する認知機能検査の導入に伴う補充講習若しくは高齢者講習指導員に対する伝達補充講習を終了した者に対する講習にあっては、1,200円)

(3)~(6) 略
16~20 略

の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。)に基づいて行うものである場合にあっては、7,950円)

ク 認知機能検査員講習 1件につき 1,400円 (自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修若しくは高齢者講習指導員研修(いずれも法第108条の2第1項第12号に係るものに限る。))又は警察庁が指定する認知機能検査の導入に伴う補充講習若しくは高齢者講習指導員に対する伝達補充講習を終了した者に対する講習にあっては、800円)

(3)~(6) 略
16~20 略

備考 改正前欄中の別表第2第32項の規定は、和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(令和3年和歌山県条例第56号)による改正後の規定である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2第4項第11号備考を削り、同号に備考を加える改正規定、同項第12号備考を削り、同号に備考を加える改正規定、同表第6項第15号備考を削り、同号に備考を加える改正規定及び同表第25項第2号備考を削り、同号に備考を加える改正規定 公布の日
- (2) 別表第2第34項第1号及び別表第3第15項第2号の改正規定 令和4年5月13日